

議案第 1 号

利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

## 専決処分書

地方自治法第179条1項の規定により、次とおり専決処分する。

令和6年1月23日

利根町長 佐々木 喜 章

### 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例

利根町手数料徴収条例（平成12年利根町条例第1号）の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「抄本」の次に「の交付」を、「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条中第31号を第33号とし、第14号から第30号までを2号ずつ繰り下げ、同条第13号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号を同条第15号とし、同条第7号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同条第6号中「の閲覧手数料」を「を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「又は」を「の交付、」に改め、「事項の」の次に「証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の」を加え、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が、同時に当該除籍電子証明書が証明する事

項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書  
の請求を行う場合における当該発行を除く。) 除籍電子証明書提供  
用識別符号1件につき 700円

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「抄本」の次に「の交付」を、  
「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気デ  
ィスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは  
一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第4号とし、同条第  
2号の次に次の1号を加える。

- (3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識  
別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法  
律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第  
1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるも  
のに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別  
符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第  
1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によ  
り行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識  
別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が、同時に当該戸籍  
電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは  
抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 戸籍  
電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

#### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。